

一般社団法人 佐渡歯科医師会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会を、一般社団法人佐渡歯科医師会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県佐渡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本歯科医師会及び新潟県歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、県民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって県民の健康と福祉、並びに会員の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一 医道高揚に関する事項
- 二 社会保障制度における県民歯科医療の確立に関する事項
- 三 公衆衛生・歯科保健の研究と県民への普及啓発に関する事項
- 四 歯科医学・歯科医療の進歩発展に関する事項
- 五 歯科医学教育の研究と整備に関する事項
- 六 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事項
- 七 歯科資機材改良研究と評価に関する事項
- 八 歯科医師等の研修に関する事項
- 九 県民及び会員への広報活動に関する事項
- 十 保険医療の充実に関する事項
- 十一 医療施設の整備に関する事項
- 十二 医業経営の安定、会員の福祉向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事項
- 十三 歯科医師会相互の連絡調整に関する事項
- 十四 その他本会の目的を達成するに必要な事項

2 前項各号の事項を実施するために必要な規則は、別に決める。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は次の会員をおく。

正会員

2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 第5条の正会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前項の手続は、定款施行規則で決める。

4 本会は、第2項の諾否を決めたときは、その旨を書面でもって当該入会の申込みをした者に通知する。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行うことができる。

一 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

二 同法第32条第2項の権利（正会員名簿の閲覧等）

三 同法第50条第6項の権利（正会員の代理権証明書等の閲覧等）

四 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

五 同法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

六 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

七 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

八 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、本会の行事、学会及び講習会

等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。

2 正会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。

2 退会しても、支払った会費及び負担金の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第10条 新潟県歯科医師会又は日本歯科医師会で除名されたもの及び新潟県歯科医師会会員又は日本歯科医師会会員たる身分を喪った者は、当該歯科医師会の通知があったときから本会の正会員たる身分を喪うものとする。

2 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることができない。

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、正会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わぬときは、催告し、なお支払わぬときは、退会させることができる。

2 前項により退会された者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、会員の資格を復すものとする。

3 本条の退会については、第12条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第12条 正会員であって、次の各号の一に該当するものは、戒告、正会員の権利（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の権利を除く）の一部停止、除名することができる。

- 一 歯科医師としての職務をけがした者
- 二 本会の体面をけがした者
- 三 本会の綱紀をみだした者
- 四 正会員たる義務を怠った者

2 前項に規定する戒告、正会員の権利の一部停止、除名は総会の決議を経るものとする。

3 前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、新潟県歯科医師会及び本人に通知する。

4 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定規則に従い、理事会の決議を経て再入会することができる。

(優遇会員)

第13条 本会々員であって、一定の条件(年齢、在籍期間)を満たしている者を優遇会員と

して殊遇する。

2 優遇会員の殊遇については別に定める。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 正会員の除名
 - 二 役員を選任又は解任
 - 三 役員報酬等の額
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 入会金の額並びに会費及び負担金等の額若しくは負担率
 - 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- 一 第37条第1項に定める事業計画書、収支予算書
 - 二 第38条第1項に定める事業報告
 - 三 その他必要な会務報告

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第18条 総会の正副議長は、総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 正会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第20条に定める規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

議事録は、議長及び当日議長の指名した出席正会員2名がこれに署名捺印し、これを本会に保管する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- 理事 5名以内
監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 前項ほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任及び解任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任及び解任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。
また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 5 役員は、正会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 本会においては、理事会の決議により、次の役職を置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は1名とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め理事会で決めた順位に従い、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 4 専務理事は1名とし、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長共に事故があるとき又は会長及び副会長共に欠けたときは、法人の代表を伴わない業務執行のみを代行する。
- 5 常務理事は2名以内とし、会長の旨を受けてその担当事務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故あるときは、予め常務理事間で決めた順位に従い、専務理事の職務を代理し、その欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 前各項に定める以外の業務執行理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、予め理事会で決めた順位に従い、常務理事が事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3 増員として選任された理事任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(任期満了等における前任者の職務)

第28条 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

第29条 役員に対して、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を総会の決議を経て支給することができる。

(責任の免除)

第30条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項第三号の会長の選任に当たっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事間で決めた順位に従い、理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計及び財産

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第五号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号、第五号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号、第五号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の役員)

2 本会の最初の会長は渡部尚とし、平成25年6月の定時総会終結の時までの任期とする。

3 本会の最初の副会長は隅田光弘とし、平成25年6月の定時総会終結の時までの任期とする。

4 本会の最初の専務理事は児玉信彦とし、平成25年6月の定時総会終結の時までの任期とする。

(事業年度に関する特例措置)

- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。